

○西海市週休2日工事実施要領

令和5年6月29日西海市告示第41号

改正

令和7年3月31日告示第46号

令和8年3月31日告示第39号

西海市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この告示は、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている建設業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境の改善を図ることを目的として、市が発注する建設工事（営繕工事を除く。以下同じ。）における週休2日を推進するために取り組む労務費補正等の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「週休2日工事」とは、次項に規定する対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる水準に達する建設工事をいう。

(1) 完全週休2日（土日） 月曜日から日曜日までを1週間とし、対象期間内の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態。ただし、対象期間内で日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態に限る。また、曜日を跨ぐ夜間工事においては、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ったと認められる場合に限る。なお、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に施工しなければならない場合は、受注者は事前に発注者へ報告し、土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日を同一の週内で指定するものとする。

(2) 週単位の週休2日 月曜日から日曜日までを1週間とし、対象期間内の全ての週において、2日以上現場閉所を行ったと認められる状態。ただし、対象期間内で日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態に限る。

- (3) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月において現場閉所率が28.5パーセント（8日/28日）以上と認められる状態。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月においては、当該月の暦上の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態に限る。
 - (4) 通期の週休2日 対象期間内の現場閉所率が28.5%以上と認められる状態
- 2 この告示において「対象期間」とは、工事の始期以降に実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置、測量等をいう。）に着手した日（以下「工事着手日」という。）から実際に工事が完成した日（以下「工事完成日」という。）までの期間をいう。ただし、次の各号に該当する期間は、対象期間に含めないものとする。
- (1) 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）の期間
 - (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作のみを実施している期間
 - (3) 工事全体を一時中止している期間
 - (4) 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
 - (5) 受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間
- 3 この告示において「現場閉所」とは、次の各号に該当する場合をいう。
- (1) 工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態であり、かつ、対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。）は休日（労働基準法（昭和22年法律49号）第35条に規定する休日。以下同じ。）とした場合
 - (2) 降雨、降雪等により予定外の日に現場を1日を通して休工とした場合で、かつ、元請技術者は休日とした場合
 - (3) 災害等の緊急対応や現場見学会等、市の要請により受注者が現場閉所予定日に作業を行った場合
(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象となる工事は、市が発注する建設工事のうち、当

初設計金額が200万円を超え、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 災害復旧工事のうち緊急対応を要する工事
- (2) 現場作業期間が1週間未満であることが想定される工事
- (3) 供用を控える等工期に制約がある工事
- (4) その他週休2日工事を行うことが困難と判断される工事
(週休2日工事の発注方法)

第4条 週休2日工事の実施方式は、受注者希望型（市が週休2日工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日工事として工事を実施するか否かを判断し、実施する方式をいう。以下同じ。）によるものとする。

- 2 市は、当初設計において、別表第1から別表第12のうち、積算に使用する積算基準書等に対応した別表に定める、補正係数区分が月単位の週休2日（森林整備保全事業設計積算要領により積算した工事については通期の週休2日）の補正係数を乗じて積算し発注する。
- 3 市は、入札公告等及び特記仕様書に、受注者希望型の週休2日工事であることを明示する。
- 4 当初発注時において現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業及び期間を特記仕様書に明示するものとする。
- 5 工事契約後、週休2日の対象期間内において、災害対応等で受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業及び期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に明示するものとする。

(受注者の取組内容と市の確認)

第5条 週休2日工事への受注者の取組内容及び市の確認については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日工事の実施の有無を、施工計画書の提出前（施工計画書の作成を要しない場合は工事着手前）までに工事指示及び記録簿で監督職員に協議するものとする。この場合において、週休2日工事として実施する場合は、積算に使用された積算基準書等に対応した区分のうち、いずれの週休2日で実施するか明記するものとする。
- (2) 受注者は週休2日工事を実施する場合は、次の全ての要件を満たす週

休2日の取得計画（以下、「取得計画」という。）を施工計画書の予定工程に記載し、監督職員へ提出するものとする。ただし、施工計画書の作成を要しない場合は、工事着手前までに取得計画に記載した予定工程等を監督職員へ提出するものとする。

ア 対象期間は、工事着手日から工事完成日までとする。

イ 対象期間において、実施する週休2日の区分に応じた現場閉所日を設定する。

ウ 第2条第2項各号に該当する期間は対象期間に含めず、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）は週休2日とは別に休日として確保する。

(3) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条に定める休日を逸脱してはならない。

(4) 受注者は、対象期間中、週休2日工事であることを看板等により現場に掲示することにより、現場周辺へ宣言するものとする。

(5) 監督職員は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む。）に記載された取得計画が適切であるか確認を行い、適切ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

(6) 受注者は、実施工程表等により、現場閉所の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

(7) 監督職員は、現場閉所の実績が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所の実施状況を確認する。

（積算方法等）

第6条 週休2日工事における補正方法は、対象期間中の現場閉所の状況に応じ、別表第1から別表第4により労務費等を補正するものとする。ただし、市場単価方式及び土木工事標準単価における週休2日の補正については別表第5から別表第12によるものとし、地質調査市場単価は補正の対象としない。

2 積算による措置及び契約変更については、次のとおりとする。

(1) 当初協議において受注者が完全週休2日（土日）（土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械）（以下、「土地改良工事積算基準」という。）による工事においては週単位の週休2日、森林整備保全事業設計積

算要領による工事においては月単位の週休2日)の実施を選択し達成した場合は、達成した当該区分の補正係数により変更契約を行う。

(2) 当初協議において受注者が月単位の週休2日(森林整備保全事業設計積算要領による工事においては通期の週休2日)の実施を選択した場合であって、現場閉所の達成状況が完全週休2日(土日)(土地改良工事積算基準による工事においては週単位の週休2日、森林整備保全事業設計積算要領による工事においては月単位の週休2日)を達成したとしても、補正係数は変更しない。

(3) 現場閉所の達成状況が月単位の週休2日(森林整備保全事業設計積算要領による工事においては通期の週休2日)を未達成の場合及び当初協議において受注者が週休2日工事を希望しない場合(当初協議が整わなかった場合を含む。)は、補正係数を除して変更契約を行う。

(4) 港湾・漁港請負工事積算基準による工事及び森林整備保全事業設計積算要領による工事については、完全週休2日(土日)及び週単位の週休2日の補正区分はないため、完全週休2日(土日)又は週単位の週休2日と同等の達成状況であっても補正係数の変更は行わない。

3 受注者は、契約後において、当初設定された実工期が週休2日工事を実施するに当たって適当ではないと判断した場合は、必要工期を算出し、施工計画書の提出前(施工計画書の作成を要しない場合は工事着手前)までに工事指示及び記録簿により市に対し協議を行うものとする。この場合において、当該必要工期が適切であると市が判断したときは、契約変更の対象とする。

(留意事項)

第7条 監督職員は、現場閉所等の前日などに、現場閉所の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

(下請業者への配慮)

第8条 受注者は、週休2日工事の実施に当たり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう配慮の上、下請業者への協力を求めるものとする。

(工事成績評価における評価)

第9条 市は、受注者が週休2日工事を実施し、通期の週休2日以上を達成し

た場合は、西海市建設工事成績評定要領（平成28年西海市告示第12号）に基づき考査項目運用表により評価を行う。

- 2 工事成績評定の評定点合計は、100点を超えないものとする。
- 3 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において通期の週休2日以上が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わないものとする。

（補則）

第10条 週休2日工事の実施について、この告示に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び市の協議により定めるものとする。

- 2 市は、第4条又は第6条の規定にかかわらず、週休2日工事を実施する方法並びに見積及び積算に当たっての特記事項を定めることができるものとする。この場合において、市は当該内容を特記仕様書に記載するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年7月1日から施行し、同日以降に入札公告、入札執行通知又は見積執行通知を行う工事から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前日に、入札公告、入札執行通知又は見積執行通知を行った工事について、入札執行及び見積執行の結果、落札者が決定しなかった工事における、この告示の施行の日以後に西海市建設工事入札制度要綱（平成17年西海市告示第93号）第8条第3項に基づき実施する入札については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日告示第46号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に起工する工事から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前日に起工した工事について、入札執行又は見積執行の結果、落札者が決定しなかった場合であって、この告示の施行日以後に西海市建設工事入札制度要綱（平成17年西海市告示第93号）第8条第3項の規定に基づき改めて実施する当該工事の入札については、なお従前の例による。

(西海市余裕期間設定工事実施要領の一部改正)

3 西海市余裕期間設定工事実施要領(令和5年西海市告示第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第41号)」の次に「及び西海市週休2日工事(営繕工事)実施要領(令和7年西海市告示第45号)」を加える。

別表第1(第4条、第6条関係)

土木工事標準積算基準、土地改良工事積算基準(土木工事及び施設機械除く。)、推進工法用設計積算要領、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表による工事

経費	補正係数	
	完全週休2日 (土日)	月単位
労務費	1.02	1.02
共通仮設費	1.02	1.01
現場管理費	1.03	1.02

別表第2(第4条、第6条関係)

港湾・漁港請負工事費積算基準による工事

	補正係数
	月単位
労務費	1.02
共通仮設費	1.02
現場管理費	1.03

別表第3(第4条、第6条関係)

土地改良工事積算基準(土木工事及び施設機械)による工事

	補正係数	
	週単位	月単位
労務費	1.02	1.02
共通仮設費	1.05	1.04
現場管理費	1.06	1.05

別表第4（第4条、第6条関係）

森林整備保全事業設計積算要領による工事

	補正係数	
	月単位	通期
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費	1.03	1.02
現場管理費	1.05	1.03

別表第5（第4条、第6条関係）

土木工事市場単価の補正係数

名 称	区 分	週休2日補正係数	
		完全週休 2日 (土日)	月単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01

インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路附属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02

公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

別表第6（第4条、第6条関係）

港湾・漁港請負工事の市場単価補正係数

名 称	区 分	週休2日補 正係数
		月単位
底面工		1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02

型枠工		1.02
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.02
	ポンプ車打設以外	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02
伸縮目地工		1.01
係船柱取付		1.02
防舷材取付		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工	陸上施工	1.02
	水中施工	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.01

ペトロラタム被覆		1.02
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.02
	水中施工	1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01
灯浮標設置・撤去		1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.00
	海上目視点検作業船なし	1.02
異形ブロック製作 型枠工		1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.02
異形ブロック製作 給熱養生		1.01

別表第7（第4条、第6条関係）

下水道工事の市場単価補正係数

名称	区分	週休2日補正係数	
		完全週休 2日 (土日)	月単位

硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール設置工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

別表第8（第4条、第6条関係）

土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械）を用いて積算した工事の市場単価補正係数

名 称	区 分	週休2日の補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02

防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

別表第9（第4条、第6条関係）

森林整備保全事業設計積算要領を用いて積算した工事の市場単価補正係数

名 称	区 分	週休2日補正係数	
		月単位	通期
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02

法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
道路植栽工	植樹	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

別表第10（第4条、第6条関係）

土木工事標準単価の補正係数

名 称	区 分	週休2日補正係数	
		完全週休 2日 (土日)	月単位

区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足	1.02	1.02

	場		
	高所作 業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足 場	1.02	1.02
	高所作 業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリ エステル樹脂）	固定足 場	1.01	1.01
	高所作 業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング [®] 式コンクリートひび割 れ誘発目地設置工		1.01	1.01

FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

別表第11（第4条、第6条関係）

土地改良工事積算基準（土木工事及び施設機械）を用いて積算した工事の土木工事標準単価補正係数

名称	区分	週休2日補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02

鋼橋塗装工		1.01	1.01
-------	--	------	------

別表第12（第4条、第6条関係）

森林整備保全事業設計積算要領を用いて積算した工事の土木工事標準単価補正係数

名 称	区 分	週休2日補正係数	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
高視認性区画工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02